

生活福祉委員会資料  
平成28年2月10日  
区民生活部北部地区サービス事務所  
健康福祉部高齢福祉課

菅刈住区センター住区会議室・併設の老人いこいの家の臨時休館について

1 臨時休館を行う日

平成28年7月9日（土）から10月16日（日）まで。

※菅刈住区会議室の利用手続きは、臨時休館中も菅刈住区センター施設内で通常どおり受け付ける。

2 対象施設

- (1) 目黒区立菅刈住区会議室
- (2) 目黒区立菅刈老人いこいの家

3 理由

菅刈住区センターの空調設備改修工事等を行うため。

4 区民への周知方法

めぐろ区報（2月15日号に掲載予定）、目黒区ホームページ、集会施設予約システムへの掲載及び館内掲示により周知する。

以上